データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
018	00622	通称_フリガナ	住民情報			N	100			任意	外国人住民の住民票の個人の通称（フリガナ）	氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に全角の空白を一文字入れる	○
018	00623	通称_フリガナ確認状況	住民情報			X	1			条件付き必須	外国人住民の住民票の個人の通称（フリガナ）について、本人確認有無を示すフラグ（0：無、1：有）	※※01800622がnullでない場合	○
018	00624	氏名優先区分	住民情報			X	2	001-014		任意	外国人住民に対して郵送物の送付する際の氏名の記載方法を示すコード		○
018	00625	性別	住民情報			X	1	001-001		任意	住民票の個人の性別を示すコード		○
018	00626	性別表記	住民情報			N	10			任意	住民票の個人の性別表記		○
018	00627	生年月日_元号	住民情報			X	1	001-002		条件付き必須	住民票の個人の生年月日における元号を示すコード	※※01800595が1の場合	○
018	00628	生年月日	住民情報			DATE	10			任意	住民票の個人の生年月日	不詳日を許容する	○
018	00629	生年月日_不詳フラグ	住民情報			X	1			任意	生年月日が不詳の場合に、不詳であることを示すフラグ（0：不詳でない、1：不詳）		○
018	00630	生年月日_不詳表記	住民情報			N	72			条件付き必須	生年月日が不詳である場合の不詳日表記	※※01800629が1の場合	○
018	00631	続柄コード1	住民情報			X	2	001-018		任意	世帯員（住民票の個人）と世帯主との続柄を示すコード：1世代	世帯主未設定の場合は、従前の続柄又は空欄として出力すること、児童養護施設に入所している者で続柄が空欄となる場合は空欄として出力すること	○
018	00632	続柄コード2	住民情報			X	2	001-018		任意	世帯員（住民票の個人）と世帯主との続柄を示すコード：2世代		○
018	00633	続柄コード3	住民情報			X	2	001-018		任意	世帯員（住民票の個人）と世帯主との続柄を示すコード：3世代		○
018	00634	続柄コード4	住民情報			X	2	001-018		任意	世帯員（住民票の個人）と世帯主との続柄を示すコード：4世代		○
018	00635	続柄表記	住民情報			N	20			任意	世帯員（住民票の個人）の続柄の表記	世帯主未設定の場合は、従前の続柄又は空欄として出力すること、児童養護施設に入所している者で続柄が空欄となる場合は空欄として出力すること	○
018	00636	世帯主氏名	住民情報			N	100			任意	世帯主の氏名	・世帯主の住民票に記載された氏名が出力される ・世帯主未設定の場合又は児童養護施設に入所している者で世帯主氏名が空欄となる場合以外は出力すること	○
018	00638	住所_市区町村コード	住民情報			X	6			任意	住所（都道府県から市区町村まで）を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	総務省「全国地方公共団体コード」に従って6桁のコード値を設定すること	○
018	00639	住所_町字コード	住民情報			X	7			任意	住所（町字）を一意に識別できるコード	・デジタル庁が整備するアドレス・ベース・レジストリ「町字マスターデータセット」で規定された町字IDのコード値を設定すること ・住所に町字がない場合は、0000000を設定すること ・アドレス・ベース・レジストリ「町字マスターデータセット」に規定がない町字の場合は、9999999を設定すること	○
018	00640	指定都市_行政区等コード	住民情報			X	12	999		任意	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード	・各自治体固有のコード利用を想定 ・総合支所等、任意の行政範囲を示すコード	○
018	00641	住所_都道府県	住民情報			N	4			任意	住民票の個人の住所における都道府県		○
018	00642	住所_市区郡町村名	住民情報			N	12			任意	住民票の個人の住所における市区郡町村名		○
018	00643	住所_町字	住民情報			N	120			任意	住民票の個人の住所における町字（丁目を含む）	住所に町字が存在する場合は出力すること	○
018	00644	住所_番地号表記	住民情報			N	50			任意	住民票の個人の住所における番地号の日本語を含む表記（住居表示を実施していない区域においては「番地」、住居表示を実施している区域においては「番」及び「号」で表記する。）	住所に番地号が存在する場合は、出力すること	○